

通所介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，指定相当通所型サービス

○利用料について

〔事例〕

- ・運営規程に定めがない利用料を徴収していた。
- ・徴収している費用の科目と実際の内訳が乖離していた。
- ・教養娯楽費などを一律に徴収していた。

利用者から徴収できる費用については基準条例等で定められています。

特に「その他の日常生活費」を徴収する場合は、「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（平成12年老企第54号）にて通知されているように，利用者の選択により実費相当の費用徴収となるようにしてください。

○研修について

〔事例〕

- ・職員研修について，実施日時，参加者等を確認できなかった。

事業所の職員研修に使用した資料等は保管されていましたが，研修の日時，参加者等が確認できませんでした。職員研修を実施した場合は，日時，参加者を記録し，資料等を保管してください。

○利用者の状況の把握（アセスメント等）について

〔事例〕

- ・利用者の状況を把握（アセスメント等を実施）しないまま，通所介護計画等が作成されていた。

利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえて，機能訓練等の目標，当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した通所介護計画等を作成してください。

○生活相談員の配置について

〔事例〕

- ・生活相談員の配置がない日があった。

単位の数にかかわらず，通所介護の提供を行う時間数（提供時間数）に応じて，生活相談員を1名以上配置してください。

なお，「定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと」が算定要件となっている加算は算定不可となるためご留意願います。

○個別機能訓練加算について

〔事例〕

- ・個別機能訓練計画を利用者の家族に郵送したが，計画期間の始期までに返送がなく，同意の確認もしていなかった。
- ・個別機能訓練計画の作成に当たり，多職種が共同して作成していることが確認できなかった。
- ・居宅を訪問しての生活状況の確認について，利用者の拒否により実際に居宅内を確認せず，利用者からの聞き取りによって実施していた。
- ・居宅訪問において確認した生活状況について，適切に記録されていなかった。

- ・ 個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定する場合、専従の機能訓練指導を配置していない等、算定要件を満たしていないのに、個別機能訓練加算（Ⅰ）ロを算定していた。

◇個別機能訓練加算（Ⅰ）イ，（Ⅰ）ロの概要

加算名	個別機能訓練加算（Ⅰ）イ		個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ
機能訓練指導員の配置	1 名以上 （常勤・非常勤問わず，配置時間の定めなし（兼務可）の機能訓練指導員 1 名以上。		機能訓練指導員 2 名以上 ※そのうち，1 名は機能訓練指導員として専従。
	※イとロの併算定は不可。 <u>ロを算定する場合は，機能訓練指導員をサービス提供時間帯に配置することに加え，もう 1 名以上の機能訓練指導員（専従で 1 名以上）を配置している時間帯に算定可能。</u>		
機能訓練指導員の兼務	看護職員	看護職員として従事していない時間帯において，機能訓練指導員として勤務することは可。	
	管理者	個別機能訓練加算の要件である機能訓練指導員と兼務することは認められない。 ※ただし，明確に勤務時間が区分けされている場合は可。	
ニーズの把握・情報収集	事業所職員が利用者の居宅を訪問し，日常生活や人生の過ごし方についてニーズを把握するとともに，居宅での生活状況（起居動作，ADL，IADL 等の状況）を確認。 別紙様式 3－1，3－2 を活用。		
計画作成	把握したニーズや生活状況を参考に，機能訓練指導員等が多職種協働でアセスメントを行い，個別機能訓練計画を作成する。通所介護計画と連動し，整合性を保つこと。 別紙様式 3－3 を参考 ○長期目標：以下の a～c をバランスよく含めて設定 a 体の働きや精神の働きである「心身機能」 b ADL・家事・職業能力や屋外歩行といった生活行為全般である「活動」 c 家庭や社会で役割を果たすことである「参加」		
個別機能訓練項目	利用者の心身の状況に応じて，身体機能及び生活機能の向上を目的とする機能訓練項目を柔軟に設定。訓練項目は複数種類準備し，その選択に当たっては利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助する。		
利用者又は家族への説明・同意	個別機能訓練計画については，利用者又はその家族に分かりやすく説明を行い，同意を得る。その際，個別機能訓練計画の写しを交付する。（電磁的記録でも可）		
訓練の対象者	5 人程度以下の小集団又は個別		
訓練の実施者	機能訓練指導員が直接実施（介護職員等が補助するのは可）		
訓練時間	個別機能訓練計画を定めた訓練項目の実施に必要な 1 回あたりの訓練時間を考慮し適切に設定する。※短時間の訓練は望ましくない。		
実施回数	生活機能の維持向上を図るためには計画的・継続的に個別機能訓練を実施する必要があることから，おおむね週 1 回以上の実施が目安。		
進捗状況の評価	3 か月に 1 回以上実施し，利用者の居宅を訪問した上で，居宅での生活状況を確認するとともに，当該利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し，必要に応じて個別機能訓練計画の目標の見直しや訓練項目の変更等を行う。		

	※利用者等に対する説明は、テレビ電話等を活用して行うことも可能。ただし、個人情報の取扱いに留意し、利用者の同意を得る必要がある。
--	--

・なお、個別機能訓練加算に関する事務処理手順例及び様式例の提示については「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1217・令和6年3月15日付）も併せてご確認ください。

○一体的サービス提供加算（指定相当通所型サービス）

◇従前の選択的サービス複数実施加算が令和6年度報酬改定により廃止となり、一体的サービス提供加算が新設されました。算定要件は次のとおりです。

目的	当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。
算定要件	以下の要件を全て満たす場合、一体的サービス提供加算を算定できる。 ① 栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの要件を満たした上で、これらの加算に係る届出を行っていること。 ② 利用者が指定相当通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を1月につき2回以上設けていること。 ③ 栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していないこと（当該利用者に対し）。
算定に当たって留意すること。	① 運動器機能向上サービス、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスの取扱いに従い適切に実施していること。 ② 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

○口腔機能向上加算について

〔事例〕

- ・口腔機能改善管理指導計画を作成する場合は、複数の職種が共同で作成することが必要であるが、共同で作成したことが確認できなかった。
- ・利用者ごとの口腔機能に関する記録が不十分であった。
- ・口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。」とされているが、3月後の評価の記録が保存されていなかった。

口腔機能改善管理指導計画を作成する場合は、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して作成することが必要です。 口腔機能向上加算を算定する際は、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1217・令和6年3月15日付）の様式6-4を参考に改善状況の問題点やモニタリング等についての記録の整備等を行うことが必要です。また、口腔機能の評価の結果、引き続き算定する場合も3月ごとに口腔機能の評価をしてください。
--

なお、口腔機能向上サービスの提供に当たっても、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」（介護保険最新情報 Vol. 1217・令和6年3月15日付）を併せてご確認ください。

○ 運動器機能向上サービスについて(指定相当通所型サービス)

指定相当通所型サービスの基本報酬においては、入浴介助及び運動器機能向上サービスの実施に係る費用が包括評価されているところであり、指定相当通所型サービスは、基準告示第47条に定めるとおり、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものであることを踏まえ、サービスの実施に当たっては以下の点に留意すること。

①入浴介助は、利用者自身で又は家族等の介助によって入浴ができるようになることを目的として行うこと。この際、利用者の状態や、当該利用者が日頃利用する浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を確認し、これを踏まえて、利用者が日頃利用する浴室に近い環境で行うことが望ましい。

②運動器機能向上サービス（利用者の運動器の機能向上を目的として個別に実施される機能訓練であって利用者の心身の状態の維持または向上に資すると認められるものをいう。）は、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、かつ、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）を1名以上配置し、国内外の文献等において介護予防の観点から有効性が確認されている手法等を用いて行うこと。

○ サービス提供体制強化加算について

〔事例〕

- ・ サービス提供体制強化加算の算定要件について、毎年度確認していなかった。
- ・ 算定要件の確認について、実績ではなく、計画で行っていた。

職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く）の平均を用いることとなっており、事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなる事が明らかな場合は、速やかにその旨を届出することとなっています。

毎年加算を算定する場合は、所定の割合を維持しなければならないことから、その割合については毎年度確認の上で記録を残してください。

○ 入浴介助加算について

入浴介助加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）を算定する場合、入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修（入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を取得する機会を指す）を行う必要があります。

具体的に、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられますが、これらだけに限るものではありません。

なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るため、継続的に研修の機会の確保をしてください。

○事業所の休業時の対応について

緊急やむを得ない事情は、様々なものが考えられますが、仮に緊急やむを得ない事情が発生し突然営業日に営業出来ない事情（急な休業）が発生した場合で、利用者に適切なサービス提供が行えない場合でも、利用者が不利益を受けることが無いよう（利用者が必要なサービスを受けることができないことで、利用者が困ることが無いよう）、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他のサービス事業所の紹介その他の必要な措置を講じなければなりませんので、必ず行ってください。

担当 旭川市福祉保険部 指導監査課 介護担当

TEL: 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 4 9

E-mail: shido-kaigo@city.asahikawa.lg.jp